

令和6年12月11日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長代行 加 納 康 至
(公印省略)

令和6年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る
医療機関等助成事業」の実施について（再周知依頼）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年10月10日付「令和6年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」の実施について（周知依頼）」にて、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に係る助成金（「令和6年3月2日から令和6年3月31日までに医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を行った病院、診療所、薬局」が対象）についてお知らせしました。

この度、令和6年4月1日以降に改修を行った医療機関等も、令和6年12月11日以降、助成事業の対象となり、その周知依頼が厚生労働省よりまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【助成金について】

医療扶助のオンライン資格確認導入に係る助成金の詳細につきましては、下記 URL からご確認ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010217

・ 申請期間

令和6年12月11日（水）～当分の間

※具体的な申請期日は、決まり次第別途案内がなされます

・ 助成金申請対象医療機関等

申請時において医療扶助のオンライン資格確認導入に伴うレセコン等の改修を行った病院、診療所、薬局

※申請受付開始時期以降、「令和6年3月2日から令和6年3月31日までに改修を行った」という改修時期に関する要件を撤廃。

※申請時に、改修に係る領収書・（必要に応じて）領収書内訳書が必要となりますので、ご準備できた段階で医療機関向け総合ポータルサイトより申請下さい。

【その他のお知らせ】

12月5日（木）から12月10日（火）までの間、オンライン請求用端末を利用してオンライン請求システムにアクセスした際のポップアップにおいて、「令和6年度の補助金申請は、令和6年3月2日から令和6年3月31日までにシステム改修を実施した

医療機関等の申請を先行して受付しています」とのお知らせとともに、申請期限が令和 7 年 2 月 1 日である旨記載されていますが、12 月 11 日（水）以降は先述の「申請期間」、「助成金申請対象医療機関等」のとりの取扱いに変更するものです。

担当事務局： 大阪府医師会 保険医療課（電話 06-6763-7001） 総務課企画室（電話 06-6763-7021）
